

3. 合理的配慮ってなに？

障害のある人が、役所や事業者の利用などにあって、困っていることを伝えて配慮を求めた時に、役所や事業者の負担になりすぎない範囲で、その人の障害にあった必要な工夫ややり方などの配慮を行うこと。

◎ 「合理的配慮」をしないことも差別にあたります！

その人の障害にあった必要な工夫ややり方などの配慮をしないために不利益を与えることも差別にあたり、禁止されます。

	不当な差別的取扱い	合理的配慮の提供
国の行政機関・ 地方公共団体等	禁止	義務
事業者 (事業者には個人事業者 やNPO等の非営利事 業者も含まれます。)	禁止	義務

仙台市では、障害者差別解消法の改正に伴い、令和5年10月に改正障害者差別解消条例を施行し、事業者による合理的配慮の提供を義務化しました。
(改正法は令和6年4月施行)

※合理的配慮をするために、負担が大きい場合は、十分に理由を説明することや、お互いに話し合いをすることが必要です。

※合理的配慮は、障害のない人と同等の機会の提供を受けるために行われるもので、事業者の本来の事業内容等について変更を求めるものではありません。

※障害者差別解消条例について……………P.29 参照

